

2017年2月10日

日本NPO学会会員各位

会長 樽見弘紀

日本NPO学会会則改正案等に対する意見公募(パブリックコメント)のお願い

当学会理事会では、学会総会や npo-net 上での会員からの問題提起を踏まえ、学会運営の更なる円滑化とガバナンスの強化を目的に、組織運営委員会（委員長 初谷勇）を設置して学会会則及び関連細則の検討を進めてまいりました。

この度、組織運営委員会より学会会則改正案及び会員細則案が提出され、1月29日(日)に開催された2016年度第3回理事会において、この改正案が承認されました。本改正案は、来る3月26日(日)に開催予定の総会に諮る予定です。

今回の会則改正は、学会内での様々な議論を踏まえ、さらに組織運営委員会で検討を重ねた上でまとめられた包括的な改正案となっています。理事会としては、今後の当学会の組織運営に大きな影響を及ぼす改正案を次の総会で会員各位にお諮りするにあたり、できる限り学会内での議論を通じて多様な会員意見を反映すると共に、会員内での共通理解を深めたいと考え、事前に意見公募(パブリックコメント)を行うこととしました。

つきましては、以下の会則改正案及び会員細則案並びに参考資料をご確認頂き、ご意見(コメント)をお寄せ頂きますようお願いいたします。ご意見の提出要領は下記の通りです。会員各位の積極的なご協力をお待ちしています。

なお、今回ご意見を募る会員細則案以外の細則案については、追って、5月の年次大会の際に開催される総会に付議する予定で、組織運営委員会で検討を進めていることを申し添えます。

記

1. 意見提出期間：2017年2月10日(金)～2月23日(木) [必着]
2. 資格：上記意見提出期間中に、日本NPO学会個人会員資格を有している方
3. 対象：「会則改正案」及び「会員細則案」について
4. 提出要領
意見(コメント)は、添付の様式により、学会事務局(office@janpora.org)まで、記名の上、メール(原則)でご提出ください。
5. 添付書類
 - (1) 意見(コメント)を求める対象資料及び提出用紙
 - ① 「日本NPO学会会則新旧対照表」
 - ② 「日本NPO学会会員細則案」
 - ③ 意見(コメント)提出用紙
 - (2) 参考資料
 - ① 「日本NPO学会会則の改正について」
 - ② 「理事会提出会則改正案の論点と改正案について」
 - ③ 「会則改正案・構成イメージ図」
 - ④ 「改正会則のポイント」

以上

日本NPO学会会則新旧対照表

改正后会則	現行会則	改正理由等
第1章 総則	第1章 総則	
第1条（名称） 本会の名称は、日本NPO学会（英語名：Japan NPO Research Association）とする。	第1条（名称） 同左	
第2条（目的） 本会は、NPO、NGO、ボランティア、フィランソロピーなど、民間非営利活動に関する研究及び活動成果の発表と交流、教育の普及を行い、もって社会に貢献することを目的とする。	第2条（目的） 本会は、NPO、NGO、ボランティア、フィランソロピーなど、民間非営利活動に関する研究および活動成果の発表と交流、教育の普及を行い、もって社会に貢献することを目的とする。	・NPO、NGOの概念の多様性、社会的企業の台頭及び非営利活動全般を研究対象の視野に入れることを考慮した表現に改めるべきとの問題提起もあったが、より慎重に時間をかけて討議を重ねたいとの考えから今回の改正は見送る。 ・法令用語のルールによる修正（および→及び）。
第3条（事業） 本会は、次の事業を行う。 （1）研究大会及び講演会の開催 （2）機関誌、会員の研究成果の刊行及び配付 （3）学会賞の選考及び授与 （4）研究と教育の発展を図るための国際交流 （5）その他本会の目的を達成するために必要な事業	第3条（事業） 本会は次の事業を行う。 （1）研究会および講演会の開催 （2）機関誌、会員の研究成果の刊行および配付 （3）学会賞の選考及び授与 （4）研究と教育の発展を図るための国際交流 （5）そのほか本会の目的を達成するために必要な事業	法令用語のルールによる修正（および→及び、そのほか→その他）。
第2章 会員	第2章 会員	
第4条（会員） 1 本会の会員は、次の2種類とする。 （1） <u>正会員</u> 本会の目的に賛同して入会した個人 （2）賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体	第4条（ <u>個人会員</u> ） 本会の会員は、次の2種類とする。 （1） <u>個人会員</u> 本会の目的に賛同して入会した個人 （2）賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体	・賛助会員には団体の加入も許容しているので、現行の表題「個人」を削除する。 ・個人会員のみを本学会の「社員」としているため、よりふさわしい字句として「正会員」と改める。以下関連条文において同じ。

<p>2 会員に関する細則は、<u>会員総会の承認</u>を得て別に定める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「会員細則」を下位規則として設けることとする。 ・「会員細則」は会員に関する権利義務を規定するものであるから会員総会決議事項とする。
<p>第5条（<u>正会員の入会</u>） 正会員として入会しようとする者は、入会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p>	<p>第5条（<u>個人会員の入会</u>） <u>個人会員</u>として入会しようとするものは、入会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p>	<p>法令用語のルールによる修正(もの→者)。</p>
<p>第6条（<u>賛助会員の入会</u>） 賛助会員として入会しようとする者は、入会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p>	<p>第6条（<u>賛助会員の入会</u>） 賛助会員として入会しようとするものは、入会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。</p>	<p>法令用語のルールによる修正（もの→者）。</p>
<p>第7条（会費） 1 会員は、<u>会員細則</u>に定める会費を納入しなければならない。 2 会員が納入した会費は、その理由を問わず、これを返還しない</p>	<p>第7条（会費） 1 会員は、<u>総会において</u>に定める会費を納入しなければならない。 2 会員が納入した会費はその理由を問わず、これを返還しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会費は会員細則において規定することとする。
<p>第8条（<u>会員資格の喪失</u>） 正会員及び賛助会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができるほか、以下の事由によってその資格を喪失する。 (1) 死亡（団体の場合は解散） (2) 3年以上の会費の滞納 (3) 総会において除名を決定した場合</p>	<p>第8条（<u>会員資格の喪失</u>） <u>個人会員</u>及び賛助会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができるほか、以下の事由によってその資格を喪失する。 (1) 死亡（団体の場合は解散） (2) 3年以上の会費の滞納 (3) 総会において除名を決定した場合</p>	
<p>第9条（懲戒） 1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって、当該会員を懲戒することができる。ただし、除名する場合は、理事会の決議に加え、総会において<u>正会員総数</u>の3分の2以上の決議がなければならない。また、当該会員に対し、総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>第9条（懲戒） 1 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって、当該会員を<u>除名又は懲戒</u>することができる。ただし、除名する場合は、理事会の決議に加え、総会において<u>出席会員</u>の3分の2以上の決議がなければならない。また、当該会員に対し、総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「除名」は会員の資格を剥奪する最も厳しい懲戒処分に当たるため、総会の決議については「出席会員の3分の2」ではなく会員総数を分母とすることとする。 ・本会の正会員総数及び過去の総会出席者数等を踏まえ、第1項の総会における「正会員総数の3分の2以上の決議」については、規定の実効性を確保するため、総会を欠席した正会員の表決手続（他の正会員への表決の委任など実務上最も適当な方

<p>(1) 法令又は本会則<u>若しくは</u>本会の定める規則等に違反したとき。</p> <p>(2) 本会の名誉又は信用を傷つけ、又は目的に反する行為をするなど、会員としての品位を損なう行為をしたとき。</p> <p>(3) その他懲戒すべき正当な事由があるとき。</p> <p>2 懲戒の種別並びに懲戒手続きに関して必要な細則は、<u>理事会において別に定める</u>。</p>	<p>(1) 法令又は本会則<u>もしくは</u>本会の定める規則等に違反したとき。</p> <p>(2) 本会の名誉又は信用を傷つけ、又は目的に反する行為をするなど、会員としての品位を損なう行為をしたとき。</p> <p>(3) その他懲戒すべき正当な事由があるとき。</p> <p>2 <u>除名以外の</u>懲戒の種別並びに懲戒手続きに関して必要な細則は、<u>理事会で別に定める</u>。</p>	<p>法を含む)について、本条又は別途制定を検討中の懲戒細則に明確に規定する必要がある、総会提出議案にはその旨を反映させるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒は除名を含む処分であるため、第2項「除名以外の懲戒の種別～」の「除名以外の」を削除する。 ・法令用語のルールによる修正(もしくは→若しくは)。 ・下位規程の理事会への委任条項は「～に関して必要な細則は、理事会において別に定める」と以下各条文において統一する。
<p>第3章 総会</p>	<p>第3章 総会</p>	
<p>第10条(定時総会)</p> <p>1 本会は、<u>毎年一回定時総会</u>を開催する。</p> <p>2 総会は、<u>正会員</u>をもって構成する。</p> <p>3 総会は、本会則で定める<u>以下のもののほか、解散その他の本会の運営に関する重要事項</u>について議決する。</p> <p>(1) 本会則の変更</p> <p>(2) <u>会員の除名</u></p> <p>(3) 事業報告及び収支決算の承認</p> <p>(4) 役員を選任又は解任</p> <p>(5) <u>会員細則の制定及び改廃</u></p> <p>(6) <u>顧問の選任又は解任</u></p>	<p>第10条(定時総会)</p> <p>1 本会は毎年一回<u>総会</u>を開催する。</p> <p>2 総会は、<u>個人会員</u>をもって構成する。</p> <p>3 総会は、本会則で定めるもののほか、<u>以下の事項</u>について議決する。</p> <p>(1) 本会則の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) <u>事業計画及び収支予算</u></p> <p>(4) 事業報告及び収支決算の承認</p> <p>(5) 役員を選任又は解任</p> <p>(6) <u>会費の額</u></p> <p>(7) <u>その他運営に関する重要事項</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現条文では「本会則で定める者のほか、以下の事項について議決する」と規定しているが、現(1)及び(3)～(6)はすべて会則で規定しているので「本会則で定めるもののほか」には該当しないため修文が必要。 ・現(3)の「事業計画及び収支予算」については、理事会により決定し、総会への報告事項とするため削除(第29条改正理由参照)。 ・現(6)の「会費の額」は新たに制定する「会員細則」において規定するため削除。 ・会員の除名は現行会則、改正細則とも総会の決議事項としているため、追加。 ・「会員細則」の制定、改廃を総会決議事項としたため(改正会則第4条第2項)追加。 ・本会則で規定されてここに記載されていない議決事項として「顧問の承認」(改正・現会則とも第17条)が規定されているため追加。 ・(2)の解散は、現行会則、改正細則ともに規定していないので号の規定からは削除し、新3項本文に含めて規定する。 ・(7)の「その他運営に関する重要事項」は本会則で定める

		具体的な事項ではなく、その都度重要と判断される事項であるため、新3項本文に規定する。
<p>第11条（臨時総会）</p> <p>臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。</p> <p>（1）理事会が必要と認めたとき</p> <p>（2）<u>正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき</u></p> <p><u>（3）第17条第5項2号の規定に基づき監事より開催の請求があったとき</u></p>	<p>第11条（臨時総会）</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合に臨時総会を開催する。</p> <p>（1）理事会が必要と認めたとき。</p> <p>（2）会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。</p> <p><u>（3）監事から招集があったとき。</u></p>	<p>・監事の会員総会招集権は、非営利組織の機関設計としては一般的ではないことから、現行会則第3号は削除し、一定の事由がある場合において、理事会に対して総会の招集を請求する権利に代える。</p> <p>なお、第12条2項により、監事から請求があったときも会長は総会を開催する義務があり、監事の権限を実質的に縮小するものではない。</p>
<p>第12条（総会の招集）</p> <p>1 総会は、会長が招集する。</p> <p>2 前条2号又は3号により招集の請求があった場合は、会長はその日から50日以内に臨時総会を開催しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、日時、場所、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも20日前までに通知しなければならない。</p>	<p>第12条（総会の招集）</p> <p>1 総会は、<u>監事から招集があった場合を除き</u>、会長が招集する。</p> <p>2 前条2号により招集の請求があった場合は、会長はその日から50日以内に臨時総会を開催しなければならない。</p> <p>3 総会を招集するときは、日時、場所、審議事項を記載した書面をもって、少なくとも20日前までに通知しなければならない。</p>	<p>・前条の改正に伴うもの</p>
<p>第13条（議長）</p> <p>総会の議長は、会長が行う。会長に事故あるときは副会長が行い、副会長に事故あるときは総会において選任した者が行う。</p>	<p>第13条（議長）</p> <p>同左</p>	
<p>第14条（議決）</p> <p>1 総会の議決事項は、本会則に特に定めがない限り、出席<u>正</u>会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。</p> <p><u>2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることができない。</u></p>	<p>第14条（議決）</p> <p>総会の議決事項は、本会則に特に定めがない限り、出席<u>個人</u>会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。</p>	<p>・現会則では、議長は最初の投票において議決権を行使し、さらに可否同数の場合採決権を行使することになる。こうした例は、公益認定法の解釈でも、一人1票の原則に反し、無効であるとされている（平成20年10月10日内閣府公益認定等委員会「公益認定のための定款について」）。</p> <p>この法理は、広く一人1票を原則とする社員総会全般に適用されるものと解されるため、議長は最初の決議には議決に加わらないことを明記する</p>

<p>第15条（議事録）</p> <p>総会の議事については、議事録を作成し、議長及び総会において選定された議事録署名人2名の合計3名が記名捺印する。</p>	<p>第15条（議事録）</p> <p>総会の議事については、議事録を作成し、議長が記名押印する。</p>	<p>・議長一人の署名では、議事録の信ぴょう性を十分に担保できないので、一般慣例に従って、総会で選定された議事録署名人2名の記名押印を要件とする。</p> <p>・なお、議事録を含む当学会の情報公開については、①公開対象書類、②公開相手方（会員・一般社会）、③公開方法（ホームページ、事務所備え置き閲覧、その他）、④公開期間（何年間）を総合的に決定する必要がある、今後改めて詳細を検討することとする。</p>
<p>第4章 役員等</p>	<p>第4章 役員</p>	<p>第4章に顧問規定を含むため章名を「役員等」とする。</p>
<p>第16条（役員）</p> <p>1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内を置く。</p> <p>2 理事のうち、各1名を会長及び副会長とし、必要により常務理事若干名を置くことができる。</p> <p><u>第16条の2（選任等）</u></p> <p>1 理事は、第2項に規定する理事候補者選挙管理委員会が提出する理事候補者の中から、総会における決議によって選任する。</p> <p>2 理事候補者の選出手続きは、理事3名以上からなる選挙管理委員会を設けてこれを実施するものとし、選挙の手続きに関して必要な細則は、理事会において別に定める。</p> <p>3 会長、副会長及び常務理事は理事会の互選により選定する。</p> <p>4 監事は、理事会がこれを推薦し、総会の承認を得て選任する。</p>	<p>第16条（役員）</p> <p>1 本会に、理事15名以上25名以内、監事1名以上2名以内をおく。</p> <p>2 理事は、前任者の任期満了2か月前までに、普通会员の投票により選出する。</p> <p>3 投票によって選出された理事における互選によって会長及び副会長各1名を選任する。</p> <p>4 必要により理事の中から互選により常務理事若干名を置くことができる。</p> <p>5 理事の選出手続きは、理事会において理事3名以上からなる選挙管理委員会を設けてこれを実施するものとし、選挙の手続きについては、理事会において別に細則を定める。</p> <p>6 監事は、会長がこれを委嘱し、総会の承認を得て選任する。</p>	<p>・理事はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の専決事項である。現行会則16条第2項「投票により選出する」という表現は不適切でありあくまで投票により選出された者は候補者であることを明記する（新会則16条の2第1項）。</p> <p>・現行会則16条6項「監事は会長が委嘱し」はガバナンス上問題であり、「理事会が推薦し」と改める。この場合、文理上「理事会とは改選前の理事会」が「改選後の監事を推薦し」となる（新会則16条の2第4項）。本来は監事候補者も投票により選出することが、より適切ではあるが、理事と監事に分けて2回投票を実施することとなり、事務的負担が極めて過大となるため、改選前の理事会が次期の監事を推薦し、総会で選任する方法により、監査される者（改選後の会長）が監査する人（監事）を推薦するという現行会則上におけるガバナンス上の衝突を回避したものである。</p> <p>・新会則第16条の2第2項に定める選挙管理委員会の組織と任務については、別途定める細則による。なお、今期の理事候補者選挙を管理した選挙管理委員会は、同第18条第1項に定める再任が想定されない理事（連続3期務めた理事）により構成された。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・法令用語のルールによる修正(おく→置く)。 ・以上を修正しさらに、「役員の種類及び人数」と「選任手続き」を二つの条に分ける。 ・下位規程委任条項の統一
<p>第17条（役員の職務）</p> <p>1 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 常務理事は学会の<u>業務</u>を分担する</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、本会則及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。</p> <p>5 監事は、理事会に出席するとともに、次に掲げる職務を行う。</p> <p>（1）理事の業務執行の状況及びこの本会の財産の状況を監査する。</p> <p>（2）業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告する。報告をするため必要がある場合には、<u>会長に総会の招集を請求することができる</u>。</p> <p>（3）理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要があれば<u>会長に理事会の招集を請求することができる</u>。</p>	<p>第18条（役員等の職務）</p> <p>1 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。</p> <p>2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。</p> <p>3 常務理事は学会の<u>事務</u>を分担する。</p> <p>4 理事は、理事会を構成し、本会則及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。</p> <p>5 監事は、理事会に出席するとともに、次に掲げる職務を行う。</p> <p>（1）理事の業務執行の状況及びこの本会の財産の状況を監査する。</p> <p>（2）業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告する。報告をするため必要がある場合には、<u>総会を招集する</u>。</p> <p>（3）理事の業務執行の状況又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べ、必要があれば理事会の招集を請求する。</p> <p>6 <u>顧問は、本会の活動について助言を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行会則第3項「事務を分担する」は「業務を分担する」が適切。 ・現行会則第5項2号「総会を招集する」は「総会の招集を会長に請求することができる」に改正。（第11条の改正理由参照） ・現行会則第18条第6項に規定する顧問は役員ではないため、改正会則第20条で別に規定する。
<p>第18条（役員の任期）</p> <p>1 理事の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとし、再任を妨げない。ただし連続4期務めることはできない。</u></p> <p>2 監事の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとし、ただし連続2</u></p>	<p>第19条（役員の任期）</p> <p>1 <u>会長・副会長・常務理事・理事の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし連続4期務めることはできない。</u></p> <p>2 監事の任期は<u>4年とする。ただし連続2期務めることはできない。</u></p> <p>3 前2項において、前任者の任期の末日において後任の役員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行会則第19条第1項の「会長・副会長・常務理事・理事の任期は～」のうち、役付き理事の任期は理事としての任期に合致しているため、「会長・副会長・常務理事」は削除する。 ・「2年とし」は任期の始期と終期が明確でなく極めて曖昧な表現であるため、一般法人法や会社法の規定に倣い明確化した。

<p>期務めることはできない。</p> <p>3 前2項において、前任者の任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、前任者は、任期満了後においても、新役員就任のときまでその職務を行わなければならない。</p>	<p>が選出されていないときは、前任者は、任期満了後においても、新役員就任のときまでその職務を行わなければならない。</p>	
<p>第19条（解任）</p> <p>役員が、何らかの事由によってその職務の執行ができないと認められるとき、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときその他正当な事由があるときは、事前の弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを解任することができる。</p>	<p>第20条（解任）</p> <p>役員もしくは顧問が、何らかの事由によってその職務の執行ができないと認められるとき、もしくは職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったときその他正当な事由があるときは、事前の弁明の機会を与えた上で、総会の議決により、これを解任することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・顧問の解任については、改正会則第20条で規定する。 ・法令用語のルールによる修正（もしくは→又は）。
<p>第20条（顧問）</p> <p>1 本会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は、会長が推薦して総会において承認する。</p> <p>3 顧問は、本会の活動について助言を行う。</p> <p>4 顧問の解任については前条の規定を適用する。</p>	<p>第17条（顧問）</p> <p>1 本会に顧問を置くことができる。</p> <p>2 顧問は会長が推薦して総会において承認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行会則第18条第6項を改正会則第20条第3項として規定する。 ・現行会則第20条で規定する顧問の解任は、改正会則第20条第4項で規定する。
<p>第21条（報酬等）</p> <p>1 役員及び顧問は、無報酬とする。</p> <p>2 役員及び顧問には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。</p>	<p>第21条（報酬等）</p> <p>同左</p>	
<p>第5章 理事会</p>	<p>第5章 理事会</p>	
<p>第22条（構成）</p> <p>1 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会の議長は、出席理事の意見を聞いたうえで理事会への第1項に定める構成員以外の者の出席を認めることができる。</p>	<p>第22条（構成）</p> <p>1 理事会は、理事をもって構成する。</p> <p>2 理事会の議長は、出席理事の意見を聞いたうえで理事会への第1項に定める構成員以外の者の出席を認めることができる。ただし、出席者は議決権を有せず、必要に応じ議長は退席を命じることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2項但し書きは当然のことであり削除した。
<p>第23条（権能）</p> <p>理事会は、本会則で定めるもののほか、次に掲げる事項を議決</p>	<p>第23条（権能）</p> <p>同左</p>	

<p>する。</p> <p>(1) 総会に付議するべき事項</p> <p>(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項</p> <p>(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項</p>		
<p>第24条（開催）</p> <p><u>1 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事総数の5分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったときに、会長又は請求した理事が招集して開催する。</u></p> <p><u>2 第17条第5項第3号の規定に基づき監事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき、会長は理事会を招集しなければならない。</u></p>	<p>第24条（開催）</p> <p>理事会は、会長が必要と認めたとき、<u>もしくは理事総数の5分の1以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったときに、会長が招集して開催する。</u></p>	<p>・現行会則第18条第5項第3号及び改正会則第17条第5項第3号において、一定事由ある場合、監事が理事会の開催請求ができることを規定している。かかる請求があった場合、会長に理事会開催を義務付けるものとし、監事の実質的権限を確保する。</p> <p>・法令用語のルールによる修正（もしくは→又は）。</p>
<p>第25条（議長）</p> <p>理事会の議長は、会長が当たる。会長に事故あるとき<u>又は不在</u>のときは副会長が行い、副会長に事故あるとき<u>又は不在</u>のときは、理事会において選任した者が行う。</p>	<p>第25条（議長）</p> <p>理事会の議長は、会長が当たる。会長に事故あるときは副会長が行い、副会長に事故あるときは、理事会において選任した者が行う。</p>	<p>会長・副会長に事故がある場合に加えて、不在のときも規定した。理事会改選後の第1回理事会においては、会長・副会長が常に不在であることを考慮したもの。</p>
<p>第26条（議決等）</p> <p>1 理事会の議決は、理事現在数の過半数の理事が出席し、出席理事の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところとする。</p> <p>2 やむをえず理事会を欠席する理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合における前項の規定については、その理事は出席したものとみなす。</p> <p>3 理事会の議事については、議事録を作成し、<u>議長及び理事会において選定された議事録書名人2名の合計3名が記名押印する。</u></p> <p>4 理事会の議決 について、特別利害関係を有する理事は、</p>	<p>第26条（議決等）</p> <p>1 理事会の議決は、理事現在数の過半数の理事が出席し、出席理事の過半数をもって決する。</p> <p>2 やむをえず理事会を欠席する理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合における前項の規定については、その理事は出席したものとみなす。</p> <p>3 理事会の議事については、議事録を作成し、議長が記名押印する。</p> <p>4 理事会の議決 について、特別利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。</p>	<p>・議長一人の署名では、議事録の信ぴょう性を担保できないので、一般慣例に従って、総会で選定された議事録署名人2名の記名押印を要件とする。</p>

その議事の議決に加わることができない。		
<p>第27条（電子メール等による決議）</p> <p>1 会長が、理事会において審議決定すべき議案で、かつ早急な理事会の招集が困難と判断した場合、理事及び監事全員が参加するメーリングリストその他理事及び監事全員が同時に意見を表明できる方法（以下「電子メール等」という）によって会長が議案を上程し、審議することができる。</p> <p>2 電子メール等による理事会決議に関して必要な細則は、理事会において別に定める。</p>	<p>第27条（電子メール等による決議）</p> <p>1 会長が、理事会において審議決定すべき議案で、かつ早急な理事会の招集が困難と判断した場合、理事及び監事全員が参加するメーリングリストその他理事及び監事全員が同時に意見を表明できる方法（以下「電子メール等」という）によって会長が議案を上程し、審議することができる。</p> <p>2 <u>審議期間は、議案に応じて会長が判断し、議案の上程とともに明記するものとする。但し、少なくとも5日以上の間を設けるものとするが、緊急案件においては、理事及び監事から異議が無ければその期間を短縮することができる。</u></p> <p>3 <u>各理事は審議期間内に、電子メール等にて審議を行い、賛否の回答をするものとする。</u></p> <p>4 <u>審議期間終了日において、理事の過半数の回答が寄せられた場合には理事会が成立したものと、議決は回答数の過半数をもって決する。</u></p> <p>5 <u>電子メール等による決議が成立した場合は、会長はその旨をメーリングリスト等にて理事及び監事全員に報告しなければならない。</u></p> <p>6 電子メール等による理事会決議に関して必要な細則は、理事会で別に定める。</p>	<p>・現行会則第27条第2項から第5項までは詳細な手続き規定であり、会則の規定としては馴染まないので細則に規定することとし、本条では削除する</p> <p>・下位規程委任条項の統一</p>
<p>第6章 学会賞</p>	<p>第6章 学会賞</p>	
<p>第28条（学会賞）</p> <p>1 本会は、本会の目的に沿う研究の奨励及び業績を表彰するために学会賞を授与する。</p> <p>2 学会賞に関して必要な細則は、理事会において別に定める。</p>	<p>第28条（学会賞）</p> <p>1 本会は、本会の目的に沿う研究の奨励及び業績を表彰するために学会賞を授与する。</p> <p>2 学会賞に関する必要な事項は、理事会において定める。</p>	<p>・下位規程委任条項の統一</p>
<p>第7章 会計、事業計画及び報告</p>	<p>第7章 会計及び事業計画</p>	<p>章名として、事業計画だけを記載するのはインバランス</p>
<p>第29条（事業計画及び予算）</p>	<p>第29条（事業計画及び予算）</p>	<p>・事業計画・予算については、一般法人法や特定非営利活動促</p>

<p>本会の事業計画及び予算は、理事会が決定して<u>定時総会</u>において報告するものとする。</p>	<p>本会の事業計画及び予算は、理事会が決定して<u>総会</u>の承認を得なければならない。</p>	<p>進法では社員総会承認事項とせず、社員は事業の結果である事業報告・決算を審議し、理事の職務執行の是非を判断する仕組みで構築されている。またこの規定があると会員総会は必然的に年2回開催が必要となる。このような理由から定時総会への報告事項とする。</p>
<p>第30条（事業報告書及び決算） 会長は、毎事業年度終了後3箇月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。</p>	<p>第30条（事業報告書及び決算） 会長は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。</p>	<p>法令用語のルールによる修正（3 か月→3 箇月）。</p>
<p>第31条（事業年度） 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。</p>	<p>第31条（事業年度） 同左</p>	<p>・3月大会時に総会を開催する従前の慣行によれば、3月末決算では、常に1年前の決算承認となり、第30条による3か月以内の承認を満たさない結果となる。これを充足させるために定時会員総会の開催を今後は5月乃至は6月とすることにより解決する。この定時会員総会は、従来、年次大会の際に開催されていることから、年次大会の開催も今後は5月乃至6月とすることとなる。</p>
<p>第8章 会則の変更</p>	<p>第8章 会則の変更</p>	
<p>第32条（会則の変更） 本会則の変更は、総会において出席<u>正</u>会員の4分の3以上の議決を経なければならない。</p>	<p>第32条（会則の変更） 本会則の変更は、総会において出席<u>個人</u>会員の4分の3以上の議決を経なければならない。</p>	
<p>第9章 事務局および各種委員会</p>	<p>第9章 事務局および各種委員会</p>	
<p>第33条（事務局） 1 本会の運営事務を処理するために事務局を設置する。 2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置くことができる。 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長がこれを任免する。 4 事務局の組織および運営に<u>関して必要な細則は、理事会に</u></p>	<p>第33条（事務局） 1 本会の運営事務を処理するために事務局を設置する。 2 事務局には、事務局長その他の所要の職員を置くことができる。 3 事務局長は、理事会の承認を得て会長がこれを任免する。 4 事務局の組織および運営<u>については、理事会の議決を経て</u></p>	<p>・下位規程委任条項の統一</p>

<p>において別に定める。</p>	<p>会長が別に定める。</p>	
<p>第34条（各種委員会）</p> <p>1 本会の事業を遂行するため、<u>組織運営委員会、学術研究委員会、大会運営委員会、編集委員会、及び学会賞選考委員会</u>を置き、必要に応じてその他の委員会を<u>理事会の決議により</u>設置することができる。</p> <p>2 <u>委員会の委員は、理事会の決議により会長が任命する。</u></p> <p>3 <u>委員会の組織及び運営に関して必要な細則は、理事会において別に定める。</u></p>	<p>第34条（各種委員会）</p> <p>本会の事業を遂行するため、編集委員会、大会運営委員会、学会賞選考委員会を置き、必要によってその他の委員会を設置することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織運営委員会、学術研究委員会、大会運営委員会、（学会誌）編集委員会、学会賞選考委員会は会則上の常設委員会とし、必要に応じて理事会決議によりその他の委員会が設置できることの趣旨を明確化する。 ・委員は、理事会の決議により会長が任命することとし、理事会との関係を明確化する。 ・また各委員会の組織、運営について細則を設けることとする。 ・下位規程委任条項の統一
<p>第10章 細則</p>	<p>第10章 細則</p>	
<p>第35条（細則）</p> <p>本会の事業の執行に必要な細則は、<u>理事会において別に定める。</u></p>	<p>第35条（細則）</p> <p>本会の事業の執行に必要な細則は、<u>理事会</u>で別に定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・下位規程委任条項の統一
<p>付則</p>	<p>付則</p>	
<p>1 <u>この改正会則は2017年3月26日から施行する</u></p>	<p>1 この改正会則は、2015年4月1日から施行する。</p> <p>2 第19条2項は、施行日時点の監事には適用せず、新たに選任された監事から適用するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2017年3月26日に開催予定の会員総会決議により承認された場合、即日施行する。

日本NPO学会会員細則（案）

（総則）

第1条

日本NPO学会（以下本会という）の会員に関する細則については、本会会則の定めるほか、この細則の定めるところによる。

（種別及び資格）

第2条

会員の種別及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 正会員（個人）
- (2) 賛助会員（個人又は団体）

（権利）

第3条

正会員の権利は、次のとおりとする。

- (1) 総会における審議事項に対し、一人につき1票の議決権を有する。
- (2) 理事候補者の選挙において、理事候補者の選挙（推薦及び投票）を行い、推薦に基づき被選挙候補者となり、投票の結果に基づき理事になることができる。
- (3) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』（The Nonprofit Review）に、投稿規定に従って、論文（研究論文又は研究ノート）を投稿することができる。
- (4) 本会が主催する年次大会に研究等を発表することができる。
- (5) 本会が主催する年次大会やセミナー等の行事に、会員料金により参加することができる。
- (6) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』（The Nonprofit Review）及び「日本NPO学会ニューズレター」を、毎号1冊、無料で配付を受ける。
- (7) 本会の会員が交流するメーリングリスト（npo-net）において、会員向けに情報を発信することができ、また他の会員が発信する情報を得ることができる。

2 賛助会員の権利は、次のとおりとする。

- (1) 本会が主催する年次大会やセミナー等の行事に、無料で5人まで参加することができる。5人を超えたときは会員料金により参加することができる。

- (2) 本会の機関誌『ノンプロフィット・レビュー』(The Nonprofit Review) 及び『日本NPO学会ニューズレター』を、毎号5冊、無料で配付を受ける。
- (3) 本会の会員が交流するメーリングリスト (npo-net) において、会員向けに情報を発信することができ、また他の会員が発信する情報を得ることができる。
- (4) 賛助会員は、総会における議決権及び理事候補者選挙における選挙権、被選挙権を有しない。

(会費)

第4条

会員は、次の会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 年会費 10,000円

(2) 賛助会員 年会費 一口100,000円

- 2 前項第1号において正会員が学生である場合は、学生の身分を証明する書類を事務局に送付しその承認を受けることにより、年会費を5,000円とする。

(義務)

第5条

会員は、入会届の記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに本会事務局に届けなければならない。

(細則の変更又は廃止)

第6条

本細則の変更又は廃止は、理事会の議決を経て、総会の議決を要するものとする。

付則

- 1 本細則は平成29年3月26日より施行する。

資料③

日本NPO学会「会則改正案」及び「会員細則案」に対するコメント提出用紙

連絡先 （*必須）	氏名* ※会員区分	フリガナ ----- ※会員区分に☑を記入* □個人会員（一般） □個人会員（学生）
	所属*	
	メールアドレス*	
	電話番号	() -

※提出されたご意見等の内容を事務局から確認させていただく場合があるため、ご氏名・メールアドレス等の記載をお願いしています。なお、コメントのとりまとめと公表にあたっては、「連絡先」欄に記入していただいた事項については公表いたしません。

ご意見・提言等	<p>【注1】ご意見等には、可能な限り、対象とする会則改正案・会員細則案の該当の条項番号を示し、<u>改正や制定について、ご意見とその理由</u>を具体的にお書きください。 また、ご意見に沿った会則改正案や会員細則制定案の<u>修正（修文）例</u>をお考えでしたら、あわせてお示しください。</p> <p>【注2】記入欄が足りない場合は、本用紙の記入欄を下方に広げ、頁数を追加してご提出ください。皆様からのコメントを整理させていただくに当たり、提出用紙の統一にご協力をお願い申し上げます。</p>
	<p>（ここからご記入ください） ➡</p>

【締切】平成29年2月23日（木曜日）（※郵送される場合は当日消印有効）

【送付先】日本NPO学会事務局 あて

○電子メールの場合（原則） office@janpora.org

・郵送の場合 〒981-3298 宮城県黒川郡大和町学苑 1-1

宮城大学事業構想学部 石田祐研究室内 日本NPO学会事務局 行

参考資料①

日本NPO学会会則の改正について

組織運営委員会

1. 改正の経緯

- ・現行会則については、機関設計、役員選挙等について様々な議論があり、前理事会からもその見直しをするよう申し送りを受けた。
- ・これを踏まえ、2016年5月22日の2016年度第1回理事会において、組織運営委員会が設置された。同委員会では、学会会則及び関連細則について鋭意検討を行ってきた。
- ・委員会の議論を経て作成された会則改正案は、新たに規定する会員細則案とともに2017年1月29日の2016年度第3回理事会において承認され、会員に対するパブリックコメントを経た上で、2017年3月26日に開催予定の総会に諮られることが決定された。

2. 基本方針

改正にあたっては、以下の基本方針に基づいて作業を行った。

- (1) 円滑な学会運営の強化
- (2) ガバナンス・規律の明確化
- (3) 規定間の矛盾や不明確な条項等の解消
 - ・その他、表現の統一や細則との関係性の整理等

3. 改正案の概要

- (1) 会則改正案は、「日本NPO学会会則新旧対照表」のとおり。

同改正案に基づき新たに制定を図る細則として、「日本NPO学会会員細則案」を添えている。

- (2) 参考資料

- ①改正の経緯及び基本方針は、本紙のとおり。
- ②改正案の概要は、「理事会提出会則改正案の論点と改正案について」にまとめている。
- ③改正案の構成は、「会則改正案・構成イメージ図」に図示している。
- ④主要改正点を、「改正会則のポイント」に図表でまとめている。

以上

理事会提出会則改正案の論点と改正案について 【第3回理事会（2017.1.29.）提出資料・一部改訂】

（注）本資料は、第3回理事会（2017.1.29.）に、会則改正案（会則案新旧対照表）原案とともに提出された資料です。

「会則新旧対照表」は条文番号順となっていますが、本資料は、改正案の改正箇所を、今回の会則改正の基本方針3点（1. 学会運営上の要請（円滑な学会運営の強化）、2. ガバナンス・規律の明確化、3. 文言上の修正）に従って分類し、列挙したものです。

第3回理事会の審議により修正された箇所（目的（§2）、役員（§16①）の2箇所）については、（注記）を補筆しました。パブリックコメントの対象資料①「会則新旧対照表」は、この修正を施した後の「理事会案」です。

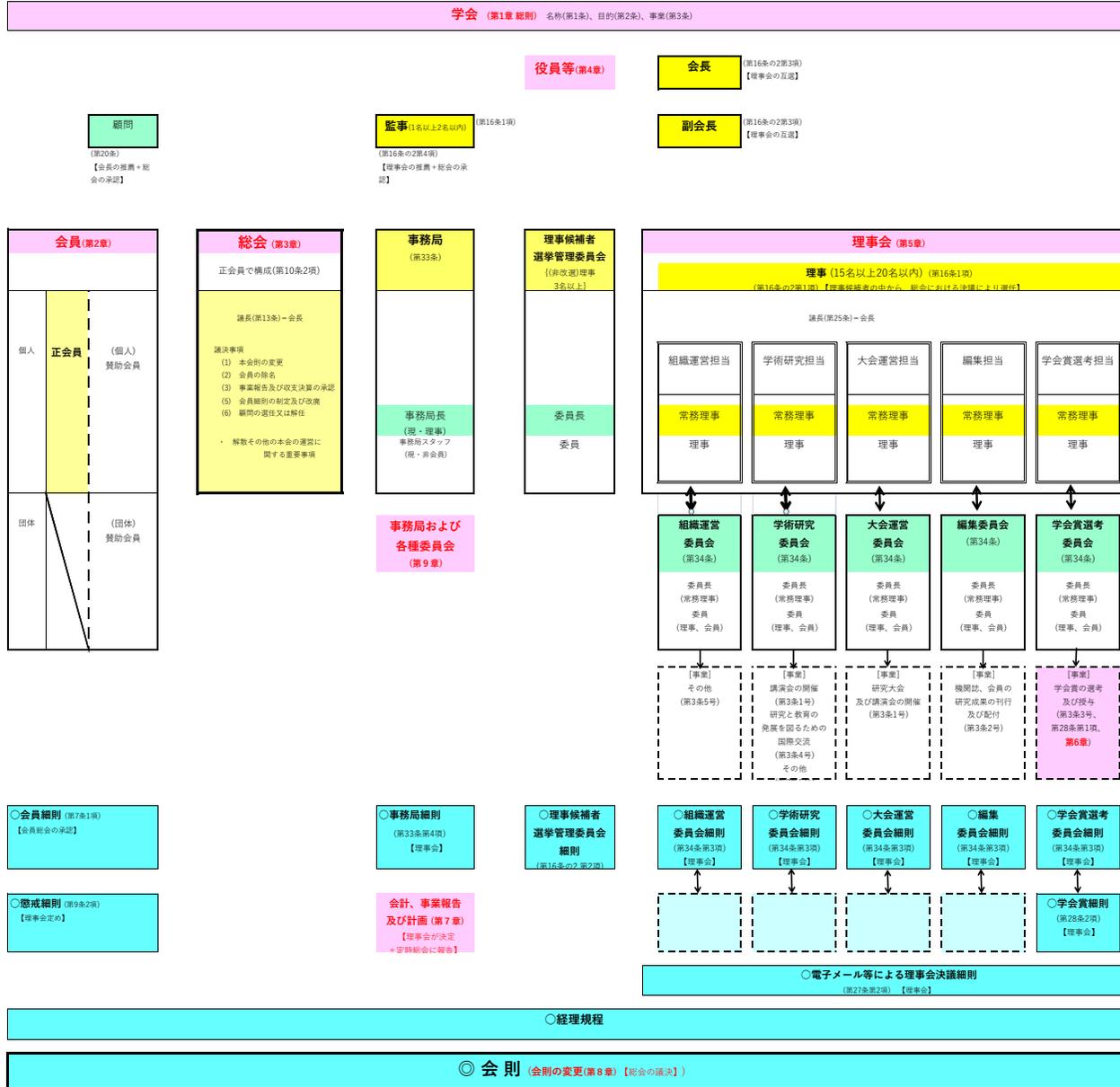
論点区分	関連条文	論点	改正案
1. 学会運営上の要請			
目的	§2	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO、NGOの概念の多様性、社会的業の台頭及び非営利活動全般を研究対象の視野に入れることを考慮した表現に改める必要性があるのではないか。 ・事業体」としては非営利組織だけでなく社会的企業など営利組織の形態をとるもの、「事業目的」としては「公益目的」「共益目的」のみならず、時には「私益」とさえ見做されるものも包含する表現に改めてはどうか。 	<p>本条のみ2案を提示しているが、その他のお考えを含め各理事からのご意見をお願いします。</p> <p>（注）左記のとおり、「NPO、NGOの概念の多様性、社会的企業の台頭及び非営利活動全般を研究対象の視野に入れることを考慮した表現に改めるべき」との問題提起に基づき2案併記で提案されましたが、第3回理事会では、「より慎重に時間をかけて討議を重ねたい」との考えから今回の改正は見送り、現行どおりとされました。</p>
役員	§16①	理事の上限25名は多すぎないか。理事会の機動的運営に支障がある。	<p>上限20名以内とした。</p> <p>（注）左記のとおり、理事の減員が提案されましたが、第3回理事会では、現行どおり「上限25名」とし、もし減員の必要がある場合は、本規定の運用上対応することとされました。</p>
事業計画及び予算	§29	事業計画及び予算は、多くの非営利組織において定款上会員総会決議事項としているが、一般法人法や特定非営利活動促進法では社員総会	年2回の社員総会を開催することは財政上も事務的にも極めて困難であることを勘案し、報告事項とした。

		承認事項としていない。あくまでも会員は事業の結果である事業報告・決算を審議し、理事の職務執行の是非を判断する仕組みで構築されていること、またこの規定があると社員総会は必然的に年2回開催が必要となる。このような理由から定時総会への報告事項とすることでどうか。	
事業年度	§ 3 1	3月大会時に総会を開催する従前の慣行によれば、3月末決算では、常に1年前の決算承認となり、第30条による3か月以内の承認を満たさない結果となる。これを充足させるためには事業年度を1～12月とするか、定時会員総会を5月又は6月とするかの二者択一となる。どの時期にするかは理事会で討議する結果を待つ	事業年度は理事会審議後決定する。
各種委員会	§ 3 4	委員会と理事会との関係が明確でなく、問題が生じやすいので、明確化してはどうか。	組織運営委員会、学術研究委員会、大会運営委員会、(学会誌)編集委員会、学会賞選考委員会は定款上の常設委員会とし、必要に応じて理事会決議によりその他の委員会が設置できることの趣旨を明確化する。 ・委員は、理事会の決議により会長が任命することとし、理事会との関係を明確化する。 ・また委員会の組織、運営について細則を設けることとする。
2. ガバナンス・規律の明確化			
懲戒	§ 9	懲戒のうち除名は極めて厳しい処分であり、少数の総会出席会員の過半数では、ごく一部の会員で除名が成立してしまう。決議要件を加重すべきではないか。	正会員総数の3分の2以上の決議を除名成立の要件とした。
臨時総会	§ 1 1 (3)	現(3)「監事から招集があったとき」はと、監事の会員総会招集権を規定しているが、監事の会員総会招集権は組織の機関設計としては極めて異例であり、これを削除し、一定の事由がある場合において、会長に対して総会の招集を請求する権利に代えてはどうか。	一定の事由ある場合における監事の会員総会招集請求権とした。なお一定の事由とは「業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則定款に違反する重大な事実があることを発見しこれを会員総会に報告する必要がある場合」

			とする現行第18条第5項第2号を引き継いで、新会則17条第5項2号に規定した。
総会の招集	§12②	要修文	監事の総会招集権を総会招集請求権としたので、請求があったときの会長による50日以内の招集義務に加えた。
議決	§14②	現会則では、議長は最初の投票において議決権を行使し、さらに可否同数の場合採決権を行使することになり、一人1票の原則に反するので改正が必要ではないか。	議長は最初の決議には議決に加わらないことを明記する。
議事録	§15	議長一人の署名では、議事録の信ぴょう性を十分に担保できないので、一般慣例に従って、総会で選定された議事録署名人2名の記名押印を要件としてはどうか。	議長のほか、総会で選定された議事録署名人2名、合計3名の記名押印を要件とした。
役員 選任等	§16 §16の2	・役員はあくまで現行会則10条3項5号により、会員総会の専決事項である。現行会則16条第2項「投票により選出する」という表現は不適切でありあくまで投票により選出された者は候補者であることを明記してはどうか（新会則16条の2第1項）。 ・現行会則16条6項「監事は会長が委嘱し」は、ガバナンス上問題ではないか。	・投票により選出された者は候補者であることを明記する外、「選挙管理委員会」も「理事候補者選挙管理委員会」と改める。 ・監事は「理事会が推薦し」と改める。 以上を改正し、必要な修文を行った上、さらに「役員の種類及び人数」と「選任手続き」を二つの条に分ける。
役員の任期	§18①、②	「2年とし」は任期の始期と終期が明確でなく極めて曖昧な表現であるため、明確化してはどうか。	一般法人法や会社法の規定に倣い、始期と終期を明確化した。
開催	§24① §24②	理事総数の5分の1以上の理事から請求があっても会長が理事会を招集しない事態を想定する必要はないか。 監事請求に対し会長が招集しなかったときに備える規定は必要ないか	・請求した理事の直接招集権を規定する。 ・第2項を設け、監事請求があったときに会長は理事会を招集しなければならないことを規定する。
議決等	§26③	会員総会議事録同様複数署名とすべきではないか	議長のほか、理事会で選定された議事録署名人2名、合計3名の記名押印を要件とした
3. 文言上の修正			

会員	§ 4①（１）以下 全関連条文	要修文	従来「個人会員」としていたすべての条文において「正会員」と改める。
会員細則	§ 4②	入退会手続きなど詳細を規定する会員細則を設けてはどうか	会則下位規程として「会員細則」を設ける
会費	§ 7①	会費の変更可能性も考慮し、会則変更によらず変更できうることでどうか	会費は「会員細則」に規定し、会則からは削除する
定時総会	§ 10①	要修文	「毎年１回総会を～」を「毎年１回定時総会を～」に改めた。
	§ 10③	現会則10条第3項では「本会則で定めるもののほか、以下の事項について議決する」と規定しているが、その3号（１）～（６）はすべて会則で規定しているので、「本会則で定めるもののほか」には該当しないため修文が必要ではないか。	<p>「本会則で定める以下のもののほか、本会の運営に関する重要事項について議決する。」として、規定の矛盾を解消した。</p> <p>また、併せて以下の条項について削除又は追加若しくは変更規定の箇所を変更した。</p> <p>① 会則の変更に伴い削除乃至追加したもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現（３）の「事業計画及び収支予算」については総会への報告事項とするため削除（第29条改正理由参照）。 ・現（６）の「会費の額」は新たに制定する「会員細則」において規定するため削除。 ・現（２）の解散は規定がないので、新3項本文に吸収する。 ・会員の除名は総会決議事項であるため追加 ・「会員細則」の制定、改廃を総会決議事項としたため（改正会則第4条第2項）追加。 <p>② 現会則で規定されていないが、ここに記載されていない議決事項として「顧問の承認」（改正・現会則とも第17条）が規定されているためこれを追加。</p> <p>③ 現（７）の「その他運営に関する重要事項」は本会則</p>

			で定める具体的な事項ではなく、その都度重要と判断される事項であるため、新3項本文に規定する
役員の職務	§ 17③	常務理事の職務として「事務を分担する」は表現として軽いのでは。	「業務を分担する」と改める。
	§ 17⑤2号	§ 11③の改正（監事の総会招集請求権）による修文	「会長に総会の招集を請求することができる」とした
	§ 17⑥	顧問は役員ではないので、役員の職務を規定する本条で規定するのはいかがか。	17条から外し、別条文（§ 20）で規定した。
解任	§ 19	要修文	顧問の解任は役員の解任と別条文（§ 20）に規定した。
議長	§ 20	役員改選後第1回の理事会で会長等を選定する場合、そもそも会長・副会長が事故というよりは不在であるため、当該理事会の議長を理事の中から選定できるようにする必要があるのではないか。	「事故あるとき」を「事故あるとき又は不在のときは」と修文する。
電子メール等による決議	§ 27	手続規定など詳細が規定されており、会則としてふさわしくない。会則に委ねてはどうか。	現会則第1項と第6項を改正会則に規定し、その他の項については、新設する細則にその他の必要な事項とともに規定する。
その他	§ 3、5、6、 16、24、30	「又は」「若しくは」「場合」「とき」「置く」「箇所」など法令用語のルールに従ったらどうか	法令用語の使い方に準拠して修文した



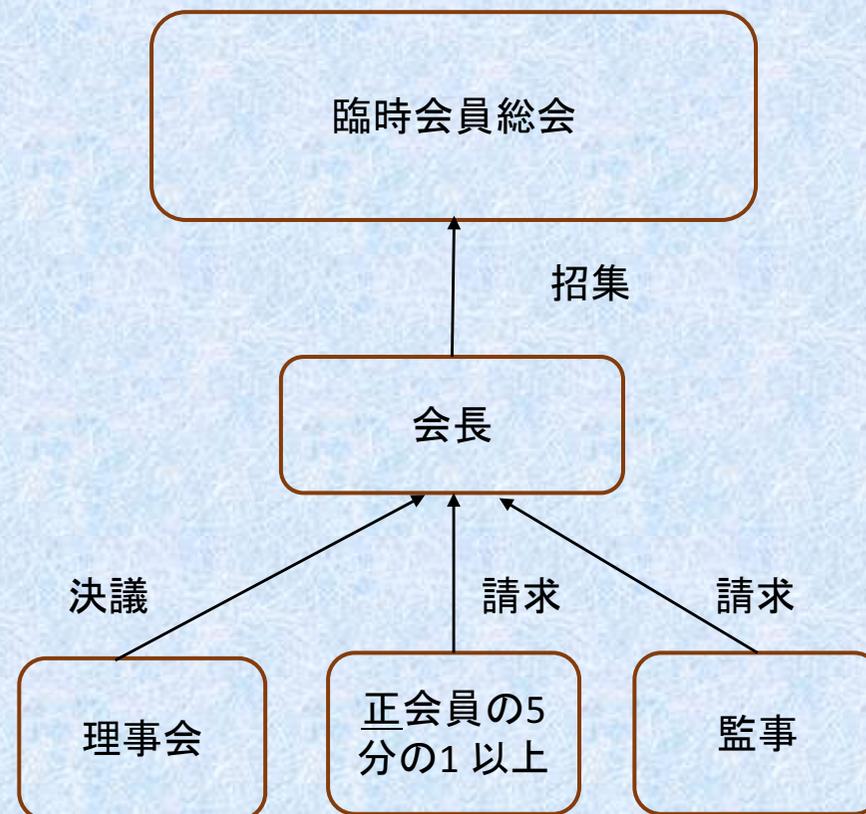
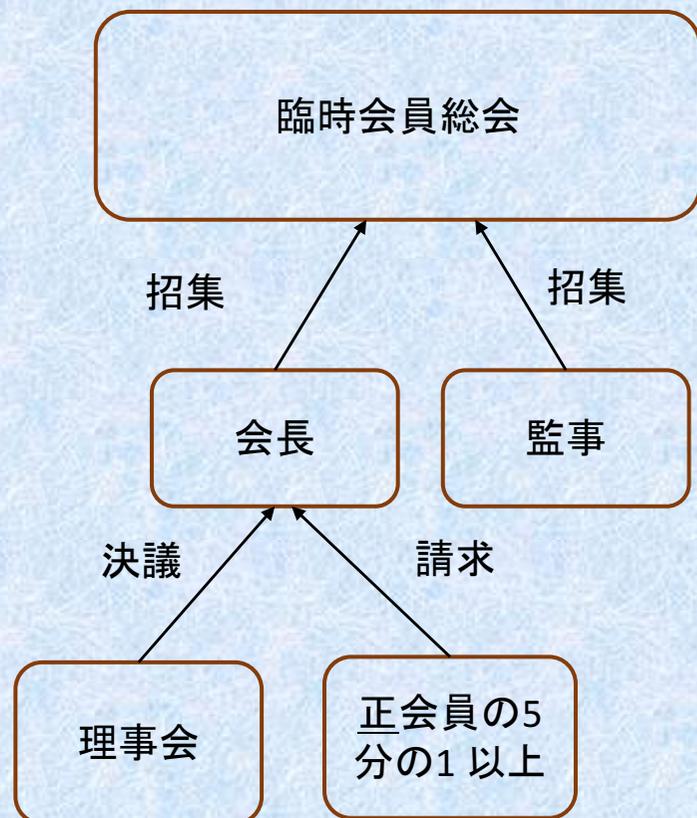
参考資料④

改正会則のポイント

現行会則

臨時総会

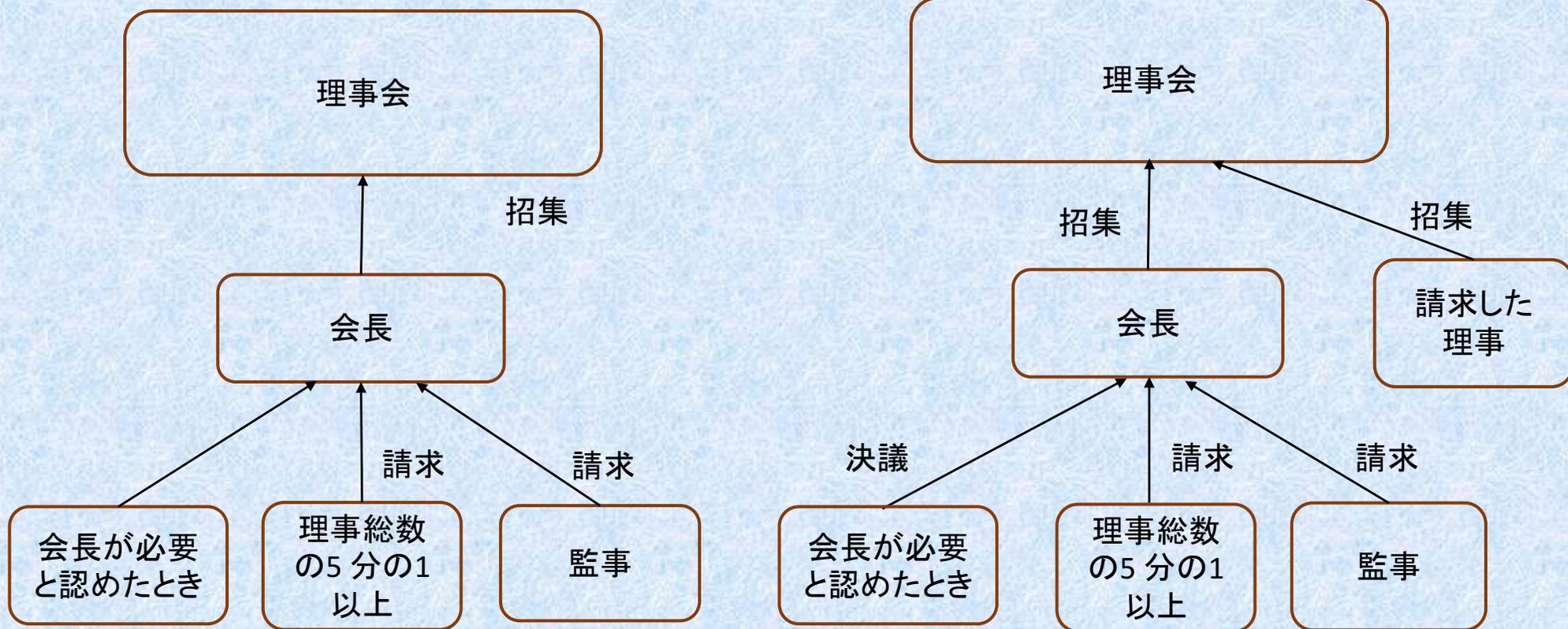
改正会則



現行会則

理事会

改正会則



改正会則案による役員等の選任・選定手続き概略図

理事候補者選挙 管理委員会

- 選挙管理
- 投票実施
- 理事候補者確定、会員総会候補者名簿提出

(改選前)理事会

- 監事候補者決議
- 会員総会監事候補者名簿提出

会員総会

- 理事の選任
- 監事の選任

改選後理事会

- 役付き理事(会長、副会長、常務理事)の選定
- 理事会の承認を得て会長による事務局長の任命

【総会決議要件】

	普通決議	除名	定款変更
改正前	出席会員の過半数	出席会員の3分の2以上	出席会員の4分の3以上
改正後	同上	正会員総数の3分の2以上	同上

【下位規程の種類】

下位規程	決議機関	新会則根拠規定
会員細則	会員総会	第4条第2項(新設)
懲戒細則	理事会	第9条第2項
理事候補者選挙管理委員会細則	理事会	第16条の2第2項
電子メール等による理事会決議に関する細則	理事会	第27条第2項
学会賞細則	理事会	第28条第2項
事務局細則	理事会	第33条第4項
委員会細則	理事会	第34条第3項(新設)
経理細則	理事会	根拠規定なし